

建設産業の再生と発展のための方策2011

平成23年10月

国土交通省政策統括官 大森雅夫



国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

レジュメ

「建設産業の再生と発展のための方策2011」

1. はじめに P1・2
2. 地域維持型の契約方式の導入 P3－6
3. 保険未加入企業の排除 P7－9
4. 技術者データベースの整備と業種区分の点検 P10－12
5. 入札契約制度改革の推進 P13－15
6. 海外展開支援策の強化 P16－18
7. 不良不適格業者の排除 P19
8. 震災を受けた特別の対応 P20－22

(参考)具体化に向けて

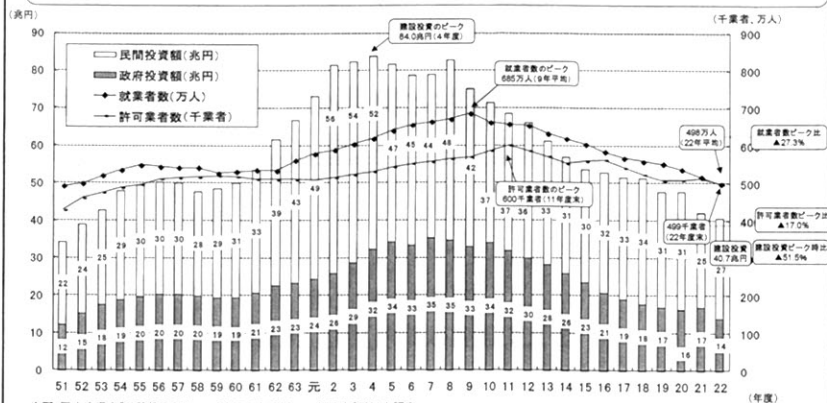
- ・「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(適正化指針)」の改正 P24・25
- ・「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」の策定 P26
- ・今後の検討体制 P27

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

国土交通省

- 建設投資額(平成22年度見通し)は約41兆円で、ピーク時(4年度)から約52%減。
- 建設業者数(22年度末)は約50万業者で、ピーク時(11年度末)から約17%減。
- 建設業就業者数(22年平均)は498万人で、ピーク時(9年平均)から約27%減。 ※23年2月は499万人(前年同月比10万人減)。



出所: 国土交通省「建設投資見通し」、「許可業者数調べ」、総務省「労働力調査」
注1 投資額については平成19年度まで実績、20年度・21年度は見込み、22年度は見通し
注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の数
注3 就業者数は年平均

1

課題1 地域社会の維持

- 災害対応、除雪、維持管理等(地域維持事業)を担える企業が不足

対策1 地域維持型の契約方式の導入

- 地域維持事業の担い手確保に資する新たな契約方式(※)の導入
- ※ 包括発注(一括契約、複数年契約等)や、地域建設企業の共同体による受注

3

建設産業政策2007の概要 ~大転換期の構造改革~

国土交通省

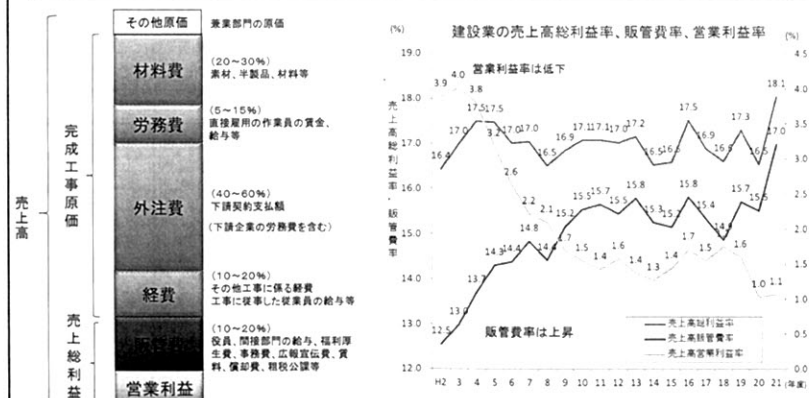


2

売上高総利益率、販管費率、営業利益率の関係

国土交通省

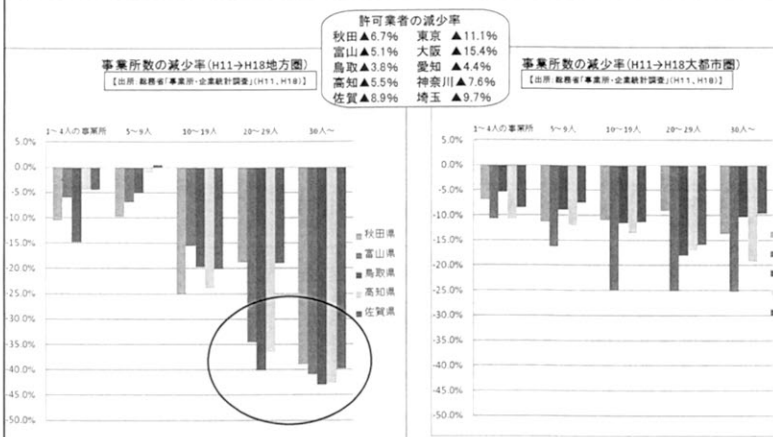
- 建設産業全体としては、売上高総利益率は概ね16~18%程度の範囲で推移している。
- 間接経費である販管費の比率は低下せず、売上高営業利益率は下落、低迷。



※()内は売上高に占める各項目の標準的な割合
※資本金10億円以上の企業では、総利益率は13%程度から11%程度に低下、販管費率は8%前後で安定的に推移

4

- 中規模(従業員10人)以上の建設企業の数が大幅に減少し、小規模の建設企業の割合が増加。
- 小規模化の傾向は、地方圏で顕著。



§

課題2 技能労働者の雇用環境の改善

- 売上高減少に伴う固定費削減方策として、技能労働者の外部化、賃金の低下等
- 若年入職者が減少、技能・技術喪失の危機
- 法定福利費を負担しない企業が、人を大切にする施工力のある企業を駆逐しているおそれ

対策2 保険未加入企業の排除

- 行政、元請、下請による一体的な取組
- | | |
|------|----------------|
| <行政> | 保険加入状況の確認強化、指導 |
| <元請> | 下請指導責任の明確化 |
| <下請> | 保険加入の徹底 |

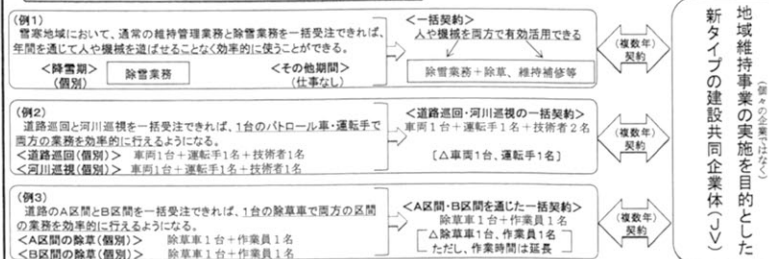
7

地域維持型の契約方式

課題を踏まえた対応の方向性

- ① 地域維持事業[※]に係る経費の積算において、実態に即した適切な費用計上を行う。※ 災害対応、除雪、インフラの維持管理
- ② 地域に不可欠な維持管理を適切に行い得る担い手の確保が困難となるおそれがある場合には、施工の効率化と施工体制の安定的確保の観点から、地域の実情を踏まえつつ、契約方式を工夫する。
(例えば、一括契約、複数年契約、地域積速度の高い建設企業(地域維持型の建設共同企業体等)との契約等)
- ③ 契約は、適正な競争のもと、透明性の高い契約手続を通じて行う。

一括契約のイメージ例



目指すべき姿

地域社会の維持、災害対応空白地帯の発生防止

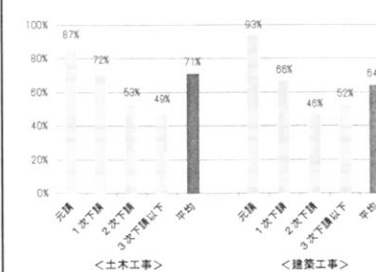
e

公共事業労務費調査における社会保険等の加入状況

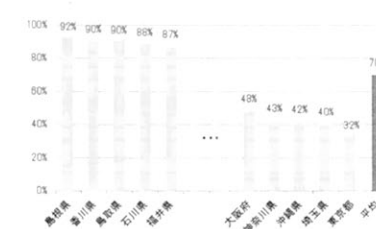
- 労働者単位での加入状況を見ると、下請企業を中心に、保険未加入の割合が大きくなっている。
- 都道府県別では、地方部と比較して、都市部の加入割合が低い傾向にある。

労働者単位での加入状況

① 元請・下請次數別（合計標本數：77,891）



② 都道府県別（合計標本数：77,891）



※平成22年度公共事業労働費調査のデータにおける、規模が10人以上の事業所、65歳未満、月18日以上労働する労働者(交通通達員A、Bを除く)の有効母体(77,797(千)人)のうち、雇用保険、健康保険(一般被保険者)、日雇特別被保険者、全労基被保険者、または組合員被保険者、及び厚生年金保険の法定福利費控除額(本人負担額)が0保険とも確認できた事業所を本表を示す。

※法定福利費控除額(本人負担額)が確認できなかった母体の中には国民健康保険、国民年金の加入者等が含まれる。

8

行政、元請企業、下請企業が一体となった取組

1. 行政による指導監督方策

- ①許可更新時の加入状況確認
- ②公共工事参加者の加入状況確認
- ③建設業担当部局による立入検査

社会保険担当部局との
連携による加入徹底

2. 元請企業における徹底方策

- 元請企業による下請指導—行政によるチェック
- 元請企業による下請指導責任の明確化
- 下請企業の保険加入状況のチェック、指導
- ※施工体制台帳、建設現場の作業員名簿等を活用

3. 下請企業における徹底方策

- 下請企業による保険加入の徹底
- 下請企業、再下請企業の保険加入の徹底
- 労働者単位の加入状況の効率的なチェック
- ・建設業者団体による労働者の加入状況のチェック等

派生する課題への対応

- 法定福利費が適切に流れる取組み
・見積・契約額における労務費・法定福利費計上を周知徹底等
- 一人親方が増加しないようにする取組み
・請負及び雇用に関するルール（偽装請負の禁止等）の周知徹底等

目指すべき姿

- 建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
- 企業間の健全な競争環境の構築

スケジュール

- 周知・啓発期間：1年程度
- 排除方策の進め方
 - ・大規模工事から順次拡大
 - ・5年目途で目指すべき姿

社会保険等の加入状況

企業単位

○加入義務のある許可業者について

労働者単位

○製造業相当の加入状況を目指す

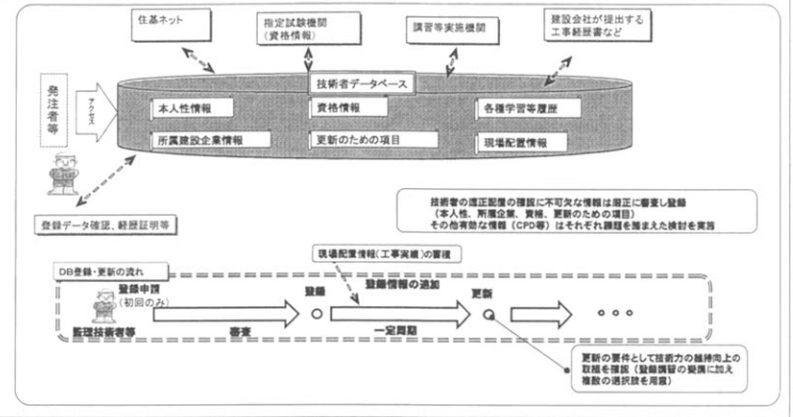
産業の加入状況

- | | |
|---------|-------|
| ・雇用保険 | 92.6% |
| ・厚生年金保険 | 87.1% |

※雇用者数(雇用保険は役員を除く)に占める被保険者数の割合
出所：総務省「労働力調査」、厚生労働省「雇用保険事業年報」
「厚生年金保険業態別規模別適用状況調」(H21)

課題を踏まえた対応の方向性(1)

◎技術者に関するデータベースの整備



- 目指すべき姿
- 技術者の資質・技術力向上のインセンティブの付与
 - 優秀な技術者の確保・育成

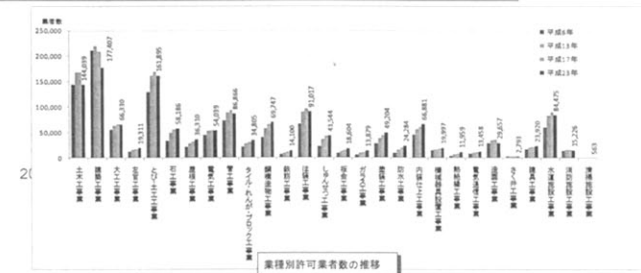
- 施工管理を適切に行うことができる人材の継続的育成
- 技術者の不適正配置が工事の品質と施工の安全に影響
- 業種区分が実態と乖離のおそれ

対策3 技術者データベースの整備と業種区分の点検

- 技術者DBの整備・活用による技術者の資質向上と適正配置の徹底
- 業種区分の点検と見直し

業種区分の点検の必要性

- 建設工事は多種多様な専門の技術の組合せにより行われており、業種別許可制度を採用
- 現在の業種区分は、昭和46年に、施工技術の相違や取引慣行、業界の実態等より設定
- 40年が経過する中で、実態と乖離しているおそれ



課題を踏まえた対応の方向性

◎業種区分の点検

業種区分の点検の視点を整理し点検を行い、必要な見直しを検討
(建設業界の意見も聴取し、総合的な観点で検討)

目指すべき姿

- 時代のニーズや経営環境の変化に対応した技術者制度の適切な運用

課題4 公共調達市場と受発注者関係

- 価格競争が激化し地域建設企業の疲弊と品質への影響
- 参加者多数の入札で受発注者の手続負担増

対策4 入札契約制度改革の推進

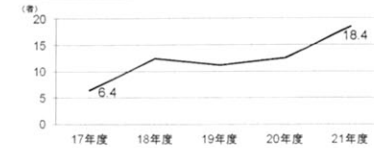
- 地方公共団体等におけるダンピング対策の強化
- 段階選抜方式の活用推進
- 地域企業の適切な活用
- 受発注者間の法令遵守ガイドラインの策定

13

落札決定の効率化(段階選抜方式)

現状と課題

平均入札参加者数(国土交通省直轄のWTO対象工事*)



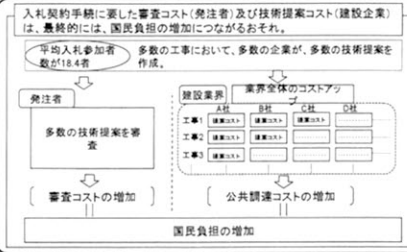
※国土交通省(港湾空港を除く)発注の一般土木工事

総合評価の技術提案・審査に多くのコストを要している(H21)



予定価格の7.1%が受発注者全体のコストとなっている。

(平均入札参加者数18.4者*の場合の試算)
建設企業の営業利益率は0.6%。
(2019年7月 自営建設業協会調査)



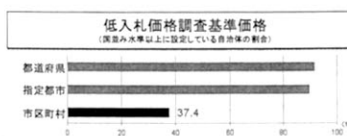
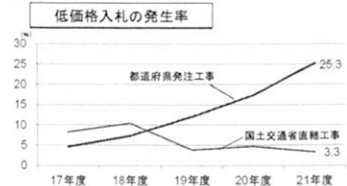
目指すべき姿

受発注者の手続コストの縮減

15

ダンピング対策の強化

現状と課題

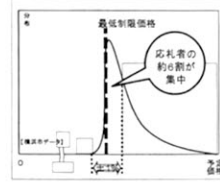


予定価格の事前公表(都道府県の36団体)

くじ引き落札の多発

事前公表 13.5% > 事後公表 5.7%

入札行動の中がみ



2.4倍

課題を踏まえた対応の方向性

・調査基準価格を、国の調査実績に基づく水準に見直し ・予定価格等の事前公表の取りやめ

目指すべき姿

工事の品質確保、下請へのしわ寄せ防止 等

14

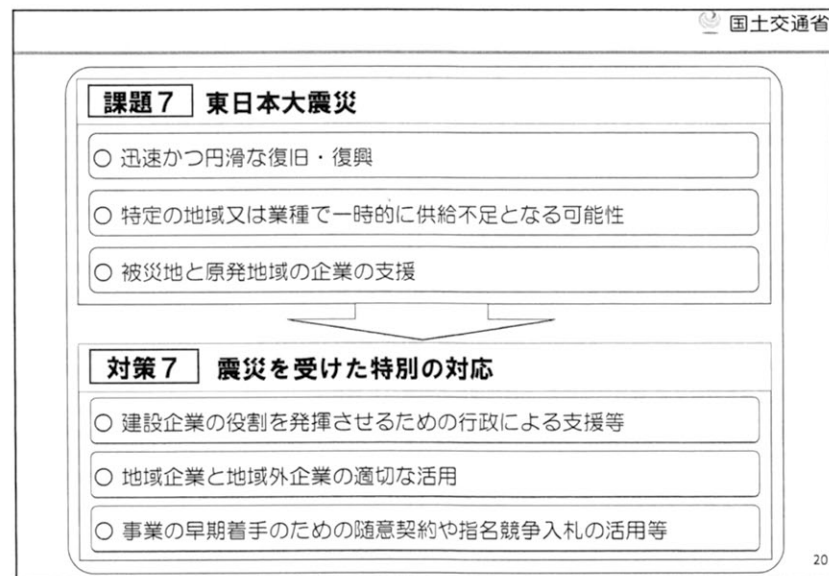
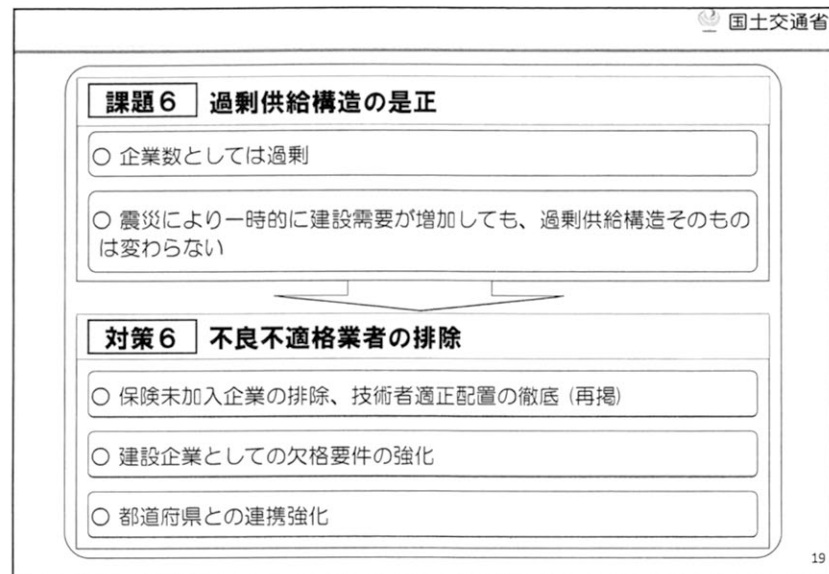
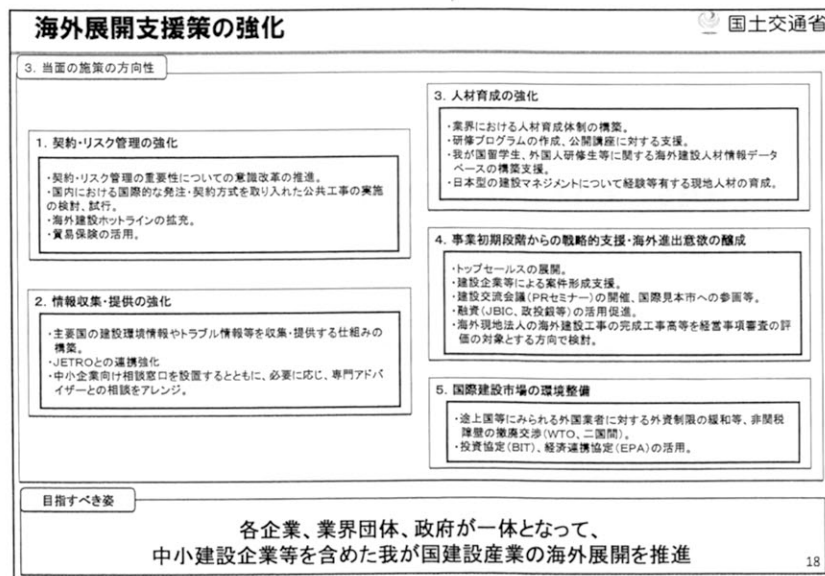
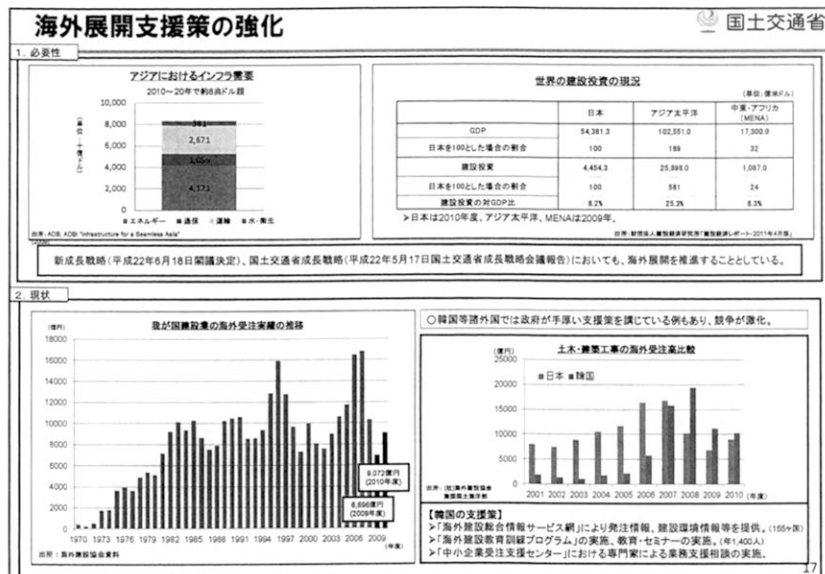
課題5 海外市場への積極的進出

- 海外には膨大なインフラ需要がある一方、受注額が伸び悩み

対策5 海外展開支援策の強化

- 契約・リスク管理の強化
- 情報収集・提供、人材育成の強化等
- 投資協定の活用

16



平成23年8月30日現在

1. 関係機関に対する協力要請

- ①建設業団体に対し災害応急対策への協力について要請(3月12日)
- ②警察庁に対し緊急通行車両等確認証明書等の迅速な発行手続きについて依頼(3月13日)
- ③建設業団体に対しがれき撤去の促進について市町村等への協力を要請(5月20日)

2. 公共工事の円滑な実施と支払い

- ① 既契約工事等の一時中止（直轄工事では3月15日に指示、地方へは3月16日に要請）
（東北地方整備局の発注工事は原則一時中止、その他の公共工事も応急復旧に必要な範囲で必要に応じて中止）
- ② 被災した工事等への22年度分の支払（直轄工事では3月15日に指示、地方へは3月18日に要請）
- ③ 出来高確認のための資料作成が不可能な場合の取り扱い（3月18日）
- ④ 緊急復旧事業への円滑な前払金の支払い（3月16日）
- ⑤ 前払率の引上げ（4割→5割）（国は4月22日から、地方は4月27日から）
- ⑥ 前払金保証の事務処理の迅速化、円滑化について保証会社に要請（3月15日）
- ⑦ 当面の災害復旧事業における**東日本大震災の被災地実施した措置（建設業関係）**
（随契契約、指名競争入札の活用等）
- ⑧ 建設業への節電対策への配慮について依頼（6月3日）

3. 金融支援の拡充・改善

- ①地域建設業経営強化融資制度の拡充
 施工中工事の被災に伴う損害額(3月25日)や、ガレキ処理等も対象に追加(5月19日)
- ②下請債権保全支援事業
 保証債務の履行の積極的対応を要請(3月24日)、ガレキ処理等に係る債権の買取実施と保証対象に追加(5月19日)

21

4. 許可の有効期間等の延伸(政令、告示)

- ①建設業許可(被災地本店業者)、経営事項審査(同左)及び監理技術者資格
(被災地に住所を有する者)の有効期間を8月末まで延長(3月23日)
一建設業許可(岩手・宮城・福島本店業者)及び経営事項審査(同左)の有効期間を平成24年2月29日まで
再延長(8月30日)

- ②変更届や監理技術者講習等の義務を震災により期限内に履行できなかった場合、6月末までに履行すれば免責(3月13日)

5. 建設資材の需給・価格動向の情報収集等

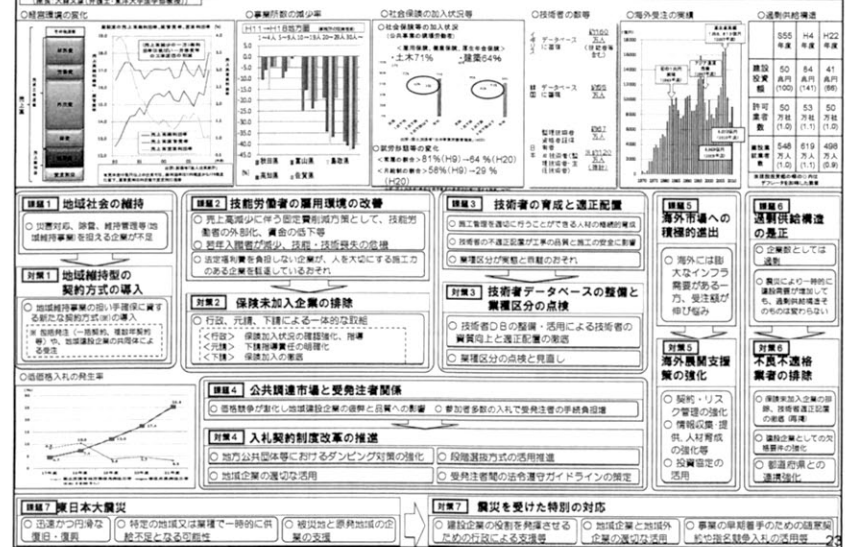
- ①建設資機材の需給の安定に係る要請(3月29日)
- ②地方整備局等における建設業団体・資材団体との情報交換・実施
(東北・関東・北陸地域:3月15日～、その他の地域:3月29日～)
- ③民間調査機関の情報収集・情報提供の強化の要請、窓口の開設(3月15日～)
- ④農林水産省・経済産業省との連絡会議の開催(3月15日～)
- ⑤「主要建設資材受給・価格動向調査」の情報提供の充実(4月25日～)

6. その他

- ①東日本大震災で被災した建設企業のためのホットラインを開設（4月18日～）
②「東京電力福島第一・第二発電所周辺地域の建設工事等における予定価格の適正な設定等」を发出（4月25日）

22

建設産業の再生と発展のための方策2011(概要)



「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(適正化指針)」の主な改正内容(H23.8.9 閣議決定)

公正な競争の促進

- 「地域維持型契約方式」の導入
 - 地域維持型事業（災害対応、除雪、インフラの維持管理の事業）の担い手確保に資するもの、事業実施に要する経費を適切に費用計上するとともに、新たな契約方式として、
 - ・包括契約（一括契約や複数年契約）や、
 - ・地域維持型JV（仮称）による受注の仕組みを導入。
 - 地域維持型JV（仮称）は、地域維持事業の実施を目的に継続的に結成。経常JVや別業企業との同時登録ができる。
- 一般競争入札、総合評価落札方式
 - 一般競争入札及び総合評価落札方式の性格を踏まえ適切に活用。
 - 総合評価落札方式における具体的な評価内容の通知。
 - 総合評価落札方式について、受発注者双方の事務負担の軽減のため、段階審査による落札者決定方式を活用。
 - 一般競争入札等の活用に必要な条件整備
 - 地域要件については、各発注者が運用方針を作成した上で、適切な設定を図る。
 - 入札ボンドの積極的な活用と対象工事の拡大を図る。
- 予定価格の設定に当たり、設計金額からの歩切りは、行わない。

透明性の確保

- 予定価格、調査基準価格、最低制限価格の事後公表
- 調査基準価格及び最低制限価格は、くじ引きによる落札の増加等の影響が生じると、契約締結後に公表。
- 予定価格についても、同様の影響が生じかねないことから、契約締結後に公表。なお、地方公共団体は、影響が生じることがないよう、事前公表の取りやめ等適切に対応。
- 外部から入札関係職員による不当な働きかけがあった場合の「記録・報告・公表」の仕組みを導入。

適正な施工の確保

- 調査基準価格の見直しや、価格による失格基準の積極的な導入・活用によるダンピング対策の強化
- 公共工事標準請負契約約款に基づく変更契約等、発注者・受注者間の対等性の確保

その他

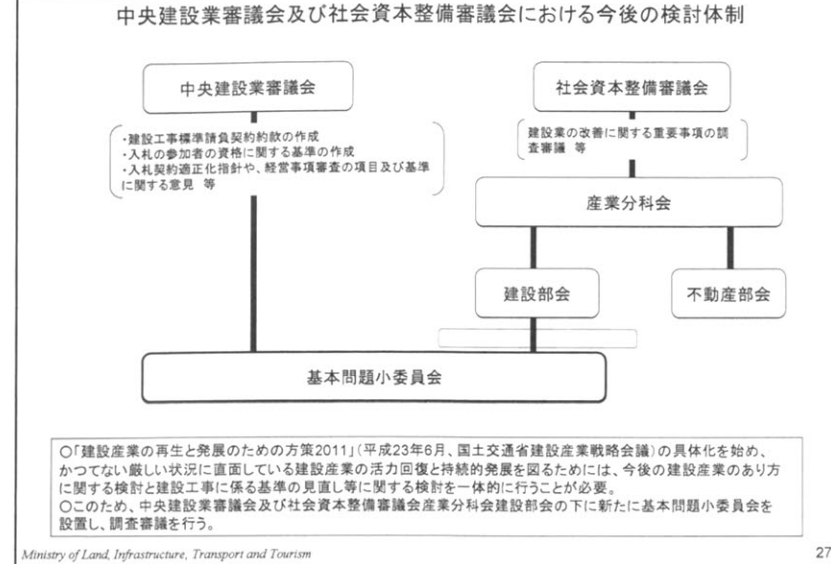
- 公共工事標準請負契約約款に沿った暴力団排除条項の整備・活用、暴力団等による不当介入時の通報・報告の徹底。
- CM方式の活用・拡大等による業務執行体制の充実等。

24

地方公共団体に対する入札契約適正化法に基づく要請（公共工事の入札及び契約の適正化の推進について）（概要） （H23.8.26 総務大臣及び国土交通大臣から各都道府県知事・政令指定都市市長あて通知）	
Ⅰ. 緊急に措置に努めるべき事項 ○地域維持型契約方式 ・地域維持事業の担い手確保が困難になるおそれなど担い手の実情を調査。 ・地域維持事業の事業実施に要する経費を適切に費用計上。 ・地域の実情に応じ、地域維持型の契約方式として、包括発注（一括契約や複数年契約）や、地域精通度の高い建設企業で構成される建設共同企業体等による受注の仕組みを活用。 ○ダンピング対策の強化 ・低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の適切な見直し、価格による失格基準の積極的な導入・活用。 ○予定価格等の事前公表の見直し ・低入札価格調査基準価格・最低制限価格は契約締結後に公表。 ・予定価格についても事前公表の取りやめ等適切に対応。 ・外部から入札関係職員に対する不当な働きかけ等があった場合の記録・報告・公表の制度を導入。 ○予定価格の適切な設定 ・設計金額（積算金額）からの歩切りは行わない。 ○一般競争入札等の活用に必要な条件整備 ・地域要件の活用に当たり、各発注者が予め運用方針を策定。 ・入札ポンドの積極的な活用と対象工事の拡大。 ○総合評価落札方式における手続の合理化及び透明性の確保 ・段階審査による落札者決定方式を活用し、受発注者双方の事務量を軽減。また、評価結果の公表及び評価内容の通知等の実施。 ○公共工事標準請負契約約款に基づく変更契約の締結の促進等 ○談合等の不正行為に対する発注者の関与の防止の徹底	Ⅱ. 継続的に措置に努めるべき事項 ○一般競争入札、総合評価落札方式の適切な活用 ○不良・不適格業者の排除 ・公共工事標準請負契約約款に沿った暴力団排除条項の整備・活用。 ・不当介入があった場合の通報・報告等の徹底。 ○発注者としての体制の補完 ・CM方式等外部機関の活用、市町村の入札契約制度改善への都道府県の支援。等 Ⅲ. 情報の公表を行わなければならない事項 ○法に基づく公表義務の徹底 Ⅳ. その他公共工事の入札・契約に関する留意事項 ○前払金・中間前払金の導入・拡大 ○工事請負代金の支払手続の迅速化 ○地域建設業経営強化融資制度等の普及・拡大

25

発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの概要〔H23.8.29国土交通省策定〕	
Ⅰ. 背景・目的 ○建設業法においては、契約適正化のために契約当事者が遵守すべき最低限の義務等を定めているが、これらの規定の趣旨が十分に認識されていない場合等においては、法令遵守が徹底されず、建設業の健全な発展と建設工事の適正な施工を妨げるおそれ。 ○これまでも、「建設業法令遵守ガイドライン」の策定など元請下請間の契約適正化を推進してきたが、発注者と受注者間の契約においても、不適正な取引実態が存在しており、元下請間の不適正な取引を生む一因との指摘。 ○発注者・受注者間における請負契約の適正化を図ることは、元請下請間の契約を含め建設業における契約全体の適正化を推進し、建設工事の適正な施工の確保を通じて、発注者等の利益にもつながるもの。 ○このため、公共工事、民間工事にかかわらず、発注者と受注者との間で行われる請負契約の締結とその履行に関し、法律の不知等による法令違反行為を防ぎ、発注者と受注者との対等な関係の構築及び公正・透明な取引の実現を図ることを目的として「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」を策定。	
Ⅱ. ガイドラインの概要 発注者と受注者との請負契約について、法令遵守が必要な以下の項目ごとに、「建設業法上違反となる行為事例」、「建設業法上違反となるおそれのある行為事例」等を具体的に明示した。また、あわせて法令の規定の趣旨、留意すべき事項、とるべき望ましい行為などについての解説を加えたほか、関係法令についても解説。	1. 見積条件の提示 2. 書面による契約締結 2-1. 当初契約 2-2. 追加工事等に伴う追加・変更契約 2-3. 工期変更に伴う変更契約 3. 不当に低い発注金額 4. 指値発注 5. 不当な使用資材等の購入強制 6. やり直し工事 7. 支払 8. 関係法令 8-1. 独占禁止法との関係 （優越的地位の濫用に関する独占禁止法の考え方）と建設業法との関係 8-2. 社会保険・労働保険（法定福利費） （社会保険料等の法定福利費を適正に考慮した積算及び契約） ※ガイドライン全文については、国土交通省ホームページに掲載
Ⅲ. 周知先 ①公共発注者（各府省庁、独法等、地方公共団体、電力・ガス会社 等） ②主要民間団体（経団連、商工会議所、小売業関係団体、不動産業関係団体 等） ③建設業者団体、④地方整備局、都道府県の建設業許可部局	※平成23年8月29日付けで左の関係先に通知。 26



27